上記㋐から㋒の全ての施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③　全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしていること。共同企業体として下記ⅱ）及びⅲ）の要件を満たしている別の技術者を配置できること。各構成員の技術者が下記ⅰ）からⅲ）の何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者のトンネル工事の経験は、下記ⅰ)(a)の要件を満たしていればよい。）。

なお、下記ⅰ）の要件を満たす技術者の他に配置する別の技術者は、１人の技術者が下記ⅱ）及びⅲ）両方の要件を満たしている場合は当該技術者を、２人の技術者が下記ⅱ）、ⅲ）の要件を別々に満たしている場合は２人の技術者を配置すること。

ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が80㎡以上であること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,400m以上であること。

ただし、(a)及び(b)は同一トンネルでの施工経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験。

(a)　基礎形式が深礎杭で杭径が４m以上であること。

(b)　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端（上端）までの高さ）15m以上であること（歩道橋及びフーチングのみの場合を除く）。

ただし、(a)及び(b)は同一の橋梁での施工経験であること。

ⅲ）コンクリート橋上部工事で、次の(a)から(d)の要件を満たす施工経験。

(a)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

(b)　橋梁形式が連続箱桁またはラーメン形式のＰＣ橋の新設工事であること。

(c)　最大支間長85m以上であること。

(d)　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、(a)から(d)は同一橋梁での施工経験であること。

上記ⅰ）からⅲ）の全ての施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㊀」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書㊀」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号摂待道路工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

国道289号　６号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年 10 月 22 日

北陸地方整備局長　野田　　徹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事名　国道289号　６号トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　新潟県三条市大字塩野渕地先

３　工事内容

トンネル本体工（ＮＡＴＭ）Ｌ＝1,195m

工期　平成29年９月10日まで

４　申請の時期

平成25年10月22日から平成25年11月１日まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）。

なお、平成25年11月５日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成25年10月22日から

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課調査係　電話025―280―8880㈹　内線2521において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に揚げる書類を持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６(2)の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年10月22日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２及び３と同一であるので、これを使用して作成することができる。

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含